



2022年4月25日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 船木 元旦
(コード番号:5935 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 柴田 健二
電 話 0466-45-8771

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

記

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第14条(省略) (新設)	第1条～第14条(現行どおり) (株主総会資料の電子提供措置等) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第43条(省略)	第16条～第44条(現行どおり)

(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 定款第15条の規定の新設は会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については従前のおりとする。</u></p> <p><u>3.本附則は施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
------	---

3.日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以上